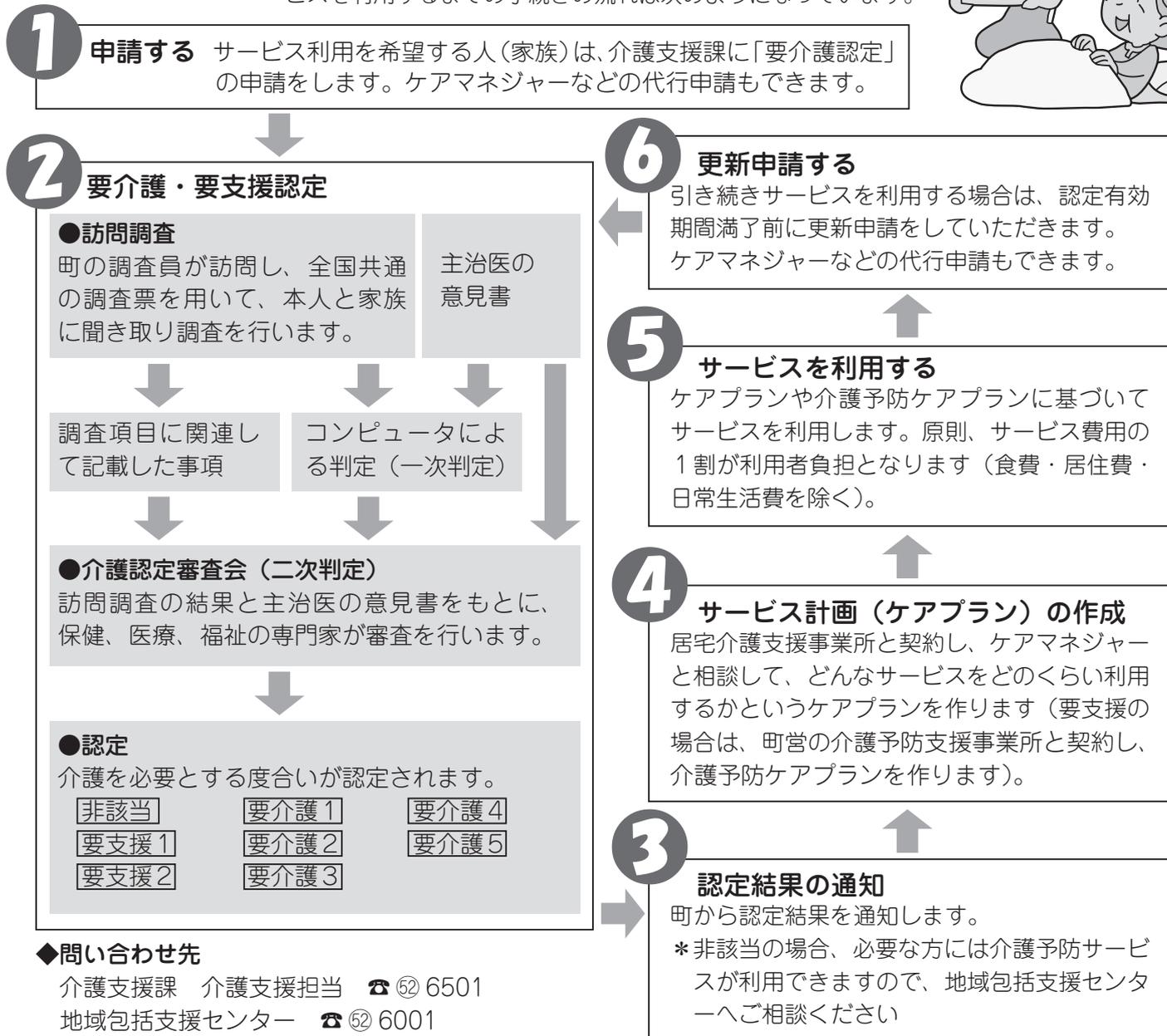


介護保険サービスの ご利用には

要介護・要支援認定が 必要です

介護保険のサービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。



高齢者日常生活圏域ニーズ調査を実施します

町では、高齢者の皆さんが日ごろ感じておられる身体の不調や悩み、また、社会参加の状況や地域で生活する中でご不便なことについてアンケート形式により調査を実施します。

この調査は、高齢者のニーズや地域の課題を適正に把握した上で、介護保険やその他高齢者福祉サービスの参考とするもので、平成27年度から始まる第6期日野町介護保険事業計画の策定にも活用する予定です。

また、高齢者の方の日常生活における自立度を確認するための質問票にもなっています。

調査票は、要介護3以上の方および施設入所の方を除く65歳以上の方すべてに郵送しています。記入していただきましたら、同封の返信用封筒に入れていただき、お早めにご返送をお願いします。

日常生活圏域ニーズ調査とは

主に、生活機能の面から、地域で生活する高齢者の生活状況や介護予防の状況を把握できるように厚生労働省で考えられたものです。多くの項目がありますが、回答にご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当
☎ 6501